

第 24 号

平成24年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について

平成24年度県単独砂防事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 24 年 9 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独砂防事業等	吉野川市	県単独砂防事業	2,550,000 ^円	637,500 ^円	25/100	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	三好市	急傾斜地崩壊対策事業	155,000,000	11,500,000	5/100・1/10	
	勝浦町	急傾斜地崩壊対策事業	55,000,000	5,500,000	1/10	
	神山町	県単独砂防事業	2,500,000	625,000	25/100	
	那賀町	県単独砂防事業	2,550,000	637,500	25/100	
	牟岐町	急傾斜地崩壊対策事業	20,000,000	1,500,000	5/100・1/10	
		県単独砂防事業	5,950,000	297,500	5/100	
		小 計	25,950,000	1,797,500	—	
美波町	急傾斜地崩壊対策事業	60,000,000	3,000,000	5/100		
	県単独砂防事業	45,050,000	2,252,500	5/100		

		小計	105,050,000	5,252,500	—
	海陽町	急傾斜地崩壊対策事業	75,000,000	5,000,000	5/100・1/10
		県単独砂防事業	42,500,000	2,125,000	5/100
		小計	117,500,000	7,125,000	—
	つるぎ町	急傾斜地崩壊対策事業	120,000,000	6,000,000	5/100
		県単独砂防事業	2,550,000	637,500	25/100
		小計	122,550,000	6,637,500	—
	東みよし町	急傾斜地崩壊対策事業	30,000,000	1,500,000	5/100
		県単独砂防事業	2,550,000	637,500	25/100
		小計	32,550,000	2,137,500	—

提案理由

平成24年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。